



# 11. 家庭内の暴力について

## DV(ドメスティックバイオレンス)について

担当:福祉課 社会福祉担当

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことをいいます。

殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけではなく、大声で怒鳴ったり、脅したりする「精神的暴力」や生活費を渡さない、外出を禁じる、性行為を強要することも含まれます。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、あなたの生命を危険にさらすだけでなく、子どもにまで深刻な影響を与えます。我慢したりせず、まずは電話でご相談ください。

### ● 相談窓口

【配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)】 甲府市北新1-2-12福祉プラザ2階

受付曜日 月～金  
相談受付時間 電話:午前9時～午後8時 面接:午前9時～午後5時(要予約)  
電話番号 055-254-8635(相談専用)  
SNS相談 女性の相談ルームかもしか <https://kamoshika.sodan.chat/>

【男女共同参画推進センターぴゅあ総合】 甲府市朝気1-2-2

女性相談		男性相談	
受付曜日	毎日(第2、第4月曜日を除く)	受付曜日	第1日曜日
相談受付時間	電話:午前9時～午後5時 面接:午前9時～午後4時	相談受付時間	電話:午後1時～午後5時
電話番号	055-237-7830(相談専用)	電話番号	055-225-3067(相談専用)

### 【人権相談】

#### ○女性の人権ホットライン

受付曜日 月～金 相談受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
電話番号 0570-070-810

#### ○窓口相談 甲府地方方法務局 甲府市丸の内1-1-18(甲府合同庁舎)

受付曜日 月～金 相談受付時間 午前9時～午後4時  
電話番号 055-252-7239(人権擁護課)

#### ○法務省インターネット人権相談

(相談フォームから入力) <https://www.jinken.go.jp/>

## 子どもを虐待から守ろう

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

虐待は、健やかな発育・発達を損ない、子どもの心身に深刻な影響を及ぼします。虐待は、身体的暴力だけではなく、放任や無視など子どもの安全・安心を脅かし、健全な発達や人権を傷つけるものも含まれます。子どもや親のサインを見逃さず、地域で児童虐待を防止しましょう。

また、子育てでイライラしている、子どもを虐待しそう、そんな時は、こども・子育て課や児童相談所などに相談してください。

児童相談所  
全国共通ダイヤル

いち はや く  
☎ 189

### 子どもへの虐待ってどんなこと？

#### 身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力や、冬の戸外に長時間締め出すなど、子どもの身体や健康を損ねたり、またその恐れのある暴力を加えたりすること。

#### 性的虐待

性的ないたずらや、性器や性交を見せること。ポルノグラフィの被写体とするなど、子どもにわいせつな行為をしたり、見せたり、させたりすること。

#### ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

子どもに必要な世話をしない、乳幼児を家や車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど、子どもの心身の正常な発達に必要な養育を行わないこと。

#### 心理的虐待

無視や否定的な態度、言葉による脅しや罵声、兄弟姉妹間での差別、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスを行うことなど、子どもの心を傷つけること。

### 子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と感じたら、迷わず連絡を 通告は義務であり、権利です。
2. 「しつけのつもり…」は、いい訳 子どもの立場で判断しましょう。
3. ひとりで抱え込まない あなたにできることから即実行しましょう。
4. 親の立場より子どもの立場 子どもの命が最優先です。
5. 虐待はあなたのまわりでも起こりうる 特別なところで起こることではありません。